

証券コード：8894  
平成31年1月11日

株 主 各 位

山口県下関市細江町2丁目2番1号  
株式会社 原 弘 産  
代表取締役社長 岡 本 貴 文

## 第33回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第33回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、本株主総会の日時の直前の営業時間の終了時である平成31年1月28日（月曜日）午後6時までには到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成31年1月29日（火曜日）午後2時00分（受付開始：午後1時30分）
2. 場 所 山口県下関市南部町31番2号  
下関グランドホテル2階 飛翔の間

### 3. 目的事項

**報告事項** 第33期（平成29年11月1日から平成30年10月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

**決議事項** 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

以 上

- 
- ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ご来場くださる株主様とご来場が難しい株主様との公平性等を勘案し、お土産の配付を取りやめております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
  - 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容に修正すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト（<http://www.harakosan.co.jp/>）に掲載させていただきます。
  - 定時株主総会後に株主の皆様にお送りしておりました本株主総会に係る決議通知につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.harakosan.co.jp/>）へ掲載させていただき、書面の送付は行いませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

(平成29年11月1日から  
平成30年10月31日まで)

当社は、平成29年5月26日の第31回定時株主総会の決議により、事業年度を従来の2月末日から10月末日に変更いたしました。

これにより、当事業年度は、比較対象となる前事業年度と対象期間が異なるため、当期の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、米国の通商政策等の懸念材料はあるものの、日本政府による経済政策等を背景として、企業業績や雇用情勢の改善が見られており、引き続き緩やかな回復基調で推移いたしました。

不動産業界におきましては、新設住宅着工件数や地価公示の動向等から、地方圏を含めた業界の事業環境が回復基調にあり、好転しているものと思われま

す。このような状況下、平成30年1月26日開催の第32回定時株主総会の承認を受け、監査等委員会設置会社へ以降し、新たな経営体制となり、黒字化に向けて、各事業の再構築や組織変更を進め、事業効率の最大化を図ってまいりました。また、不動産賃貸管理事業では、賃貸物件の斡旋は概ね計画通りに進捗し、自社物件やウィークリー・マンズリー事業ともに安定的に稼働いたしました。管理物件は、特に山口市を中心に増加し、付随した手数料収入等の増加に貢献いたしました。不動産分譲事業では、事業提携先が手掛ける分譲マンションが竣工したため契約者への引き渡しを完了したことにより手数料の残額を受領、また、契約済みだった建売1戸を引渡した他、中古マンションや土地等の仲介事業も堅調に推移いたしました。

前述のとおり事業面は改善傾向にあるものの、再建に向けた課題であった借入金の返済に向けては、平成30年9月20日付け「第三者割当による第4回新株予約権発行及び無担保ローン契約に関するお知らせ」で公表したとおり、返済期限が到来したことで期限の利益を喪失した状態の有利子負債が存在し、その債権者様との間で交渉を続けており事業継続が危ぶまれる状態にあること、平成30年11月9日に臨時株主総会を開催することを合わせて公表しました。当該資金調達に係る諸費用は当事業年度の費用として計上いたしました。

その結果、当事業年度におきましては、売上高は8億6千3百万円、営業利益は2千6百万円、経常利益は4百万円、当期純利益は4百万円となりました。なお、期末時点における黒字化は、第25期決算（平成23年2月期）以来、約8年ぶりとなりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	売上高	構成比
不動産分譲事業	120,981	14.0%
不動産賃貸管理事業	742,208	86.0%
合 計	863,189	100.0%

#### ① 不動産分譲事業

事業提携先が手掛ける分譲マンションが竣工したため契約者への引き渡しを完了したことで手数料の残額を受領し、平成30年6月末をもって代理販売契約は終了いたしました。また、竣工済みの建売1戸は引渡しを終え、新規の建売2戸が完成し販売を開始、中古マンションや土地等の仲介事業も堅調に推移いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は1億2千万円、営業利益は8百万円となりました。

② 不動産賃貸管理事業

入居率改善に向けたキャンペーン実施やオーナー様への工事提案等、積極的に営業を実施いたしました。また、自社物件やウィークリーは堅調に稼働いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は7億4千2百万円、営業利益は1億7千1百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

重要な設備投資等はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

該当事項はありません。

## (8) 財産及び損益の状況の推移

単位：千円

区 分	第 30 期 平成 28 年 2 月 期	第 31 期 平成 29 年 2 月 期	第 32 期 平成 29 年 10 月 期	第33期(当期) 平成 30 年 10 月 期
売 上 高	2,461,009	827,597	556,540	863,189
当期純利益又は 当期純損失(△)	△507,828	△105,844	△1,033,641	4,647
1株当たり 当期純利益又は 当期純損失(△)	△6.96円	△1.44円	△14.03円	0.06円
総 資 産	3,115,475	2,959,861	1,920,816	1,821,039
純 資 産	1,207,541	1,107,441	70,268	71,197
1株当たり純資産額	16.36円	15.03円	0.95円	0.97円

第32期につきましては、事業年度の変更に伴い、平成29年3月1日から平成29年10月31日までの8ヶ月間となっております。

## (9) 対処すべき課題

当社は、更なる財務体質の改善、黒字化の継続、事業を継続・発展させるための人材確保を喫緊の課題として捉えております。経営改善を進め黒字化は達成できましたが、今後は黒字を継続していくために安定的に利益を確保できる事業の展開が課題です。また、人材確保については、パート採用等を積極的に取り入れたこと、組織変更により業務分掌を変更することで、より効率的な事業運営を進めてまいりました。そして、(1)事業の経過及びその成果で記載しましたとおり、返済期限が到来したことで期限の利益を喪失した状態の有利子負債が存在し、その債権者様との間で交渉を続けており事業継続が危ぶまれる状態にあり、これを解消することが最大の課題であると考えております。

また、健全かつ効率的経営のため、法令順守の徹底、コーポレート・ガバナンスの強化、リスク管理体制の強化及び内部統制システムの整備を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

特筆すべき事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成30年10月31日現在）

事業部門	事業内容
不動産分譲事業	マンション分譲、戸建住宅の企画・設計・販売、不動産の 販売・仲介
不動産賃貸管理事業	賃貸物件の管理、斡旋

(12) 主要拠点等（平成30年10月31日現在）

本社	山口県下関市細江町二丁目2番1号
下関本店	山口県下関市幡生宮の下町26番1号
山口支店	山口県山口市平井706
新下関店	山口県下関市一の宮本町二丁目12番26号

(13) 従業員の状況（平成30年10月31日現在）

	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	21名	2名減	41.40歳	6.10年
女 子	7名	—	46.26歳	11.14年
合計又は平均	28名	2名減	42.61歳	7.36年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員(パートタイマー・嘱託)の期中平均雇用人員7名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況（平成30年10月31日現在）

借 入 先	借入残高
株式会社山口銀行	366,000千円
独立行政法人住宅金融支援機構	202,731千円
西中国信用金庫	70,000千円
株式会社日本政策金融公庫	14,843千円

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 175,000,000株

(注) 当社が発行することのできる各種の株式の総数は、それぞれ普通株式175,000,000株、第1種優先株式29,550,000株であります。

(2) 発行済株式の総数 73,688,531株(自己株式3,867株を除く。)

(注) 第1種優先株式は発行しておりません。

(3) 当期末株主数 9,645名(前期末比614名増)

#### (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	普通株式 1,760千株	2.39%
株式会社フージャースホールディングス	普通株式 1,388千株	1.88%
JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT	普通株式 1,199千株	1.63%
UBS AG SINGAPORE	普通株式 1,000千株	1.36%
藤 井 昭	普通株式 1,000千株	1.36%
四 元 秀 一	普通株式 1,000千株	1.36%
加 藤 福 也	普通株式 1,000千株	1.36%
株 式 会 社 S B I 証 券	普通株式 824千株	1.12%
森 文 雄	普通株式 800千株	1.09%
熊 谷 正 昭	普通株式 775千株	1.05%

(注) 持株比率は自己株式(3,867株)を控除して算出しております。

#### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有する新株予約権の状況（平成30年10月31日現在）

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項（平成30年10月31日現在）

該当事項はありません。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 本 貴 文	
取 締 役	板 井 均	
取 締 役	津 野 浩 志	
取 締 役 (常勤監査等委員)	福 田 享	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	星 山 敏 秀	(株)プロスター 代表取締役 (株)リスタート 代表取締役 TRYビルディング(株) 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	浦 隆 行	会計事務所Backbone所長

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

就任

平成30年1月26日開催の第32回定時株主総会において、福田享氏、星山敏秀氏及び浦隆行氏が取締役（監査等委員）に選任しました。

退任

平成30年1月26日開催の第32回定時株主総会をもって、小川栄一氏及び伊久間努氏は任期満了により取締役を退任しました。また、沖田哲義氏及び大原邦夫氏は任期満了により監査役を退任しました。

2. 取締役福田享氏、星山敏秀氏及び浦隆行氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
4. 取締役（監査等委員）の浦隆行氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役星山敏秀氏及び浦隆行氏は、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額	摘 要
取 締 役 (監査等委員を除く)	5名	23,460千円	(うち社外取締役2名1,860千円)
取 締 役 (監査等委員)	3名	8,550千円	(うち社外取締役3名8,550千円)
監 査 役	3名	2,100千円	(うち社外監査役3名2,100千円)
合 計	11名	34,110千円	

- (注) 1. 平成30年1月26日開催の定時株主総会において取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、年額70,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、年額20,000千円以内と決議いただいております。
2. 平成13年2月6日開催の臨時株主総会において監査役の報酬限度額は、年額100,000千円以内と決議いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役(監査等委員)星山敏秀氏は、㈱プロスター、㈱リスタート、TRYビルディング㈱の代表取締役を兼任しております。なお、当社と㈱プロスターとの間で業務委託契約を締結しております。

社外取締役(監査等委員)浦隆行氏は、会計事務所Backboneの所長を兼任しておりますが、当社との間には、重要な取引等の関係はございません。

### ②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監 査 等 委 員)	福 田 享	当事業年度に開催された取締役会5回(定時4回、臨時1回)のうち全て、また監査役会1回のうち全て、並びに監査等委員会4回(定時3回、臨時1回)のうち全てにそれぞれ出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	星 山 敏 秀	平成30年1月の就任後に開催された取締役会4回(定時3回、臨時1回)のうち全て、監査等委員会4回(定時3回、臨時1回)のうち全てにそれぞれ出席し、会社経営に関わった経験上の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	浦 隆 行	平成30年1月の就任後に開催された取締役会4回(定時3回、臨時1回)のうち全て、監査等委員会4回(定時3回、臨時1回)のうち全てにそれぞれ出席し、公認会計士としての専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第22条第4項の規定により、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

- ④当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人元和

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	10,800千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	10,800千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 子会社の監査に関する事項

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

### (5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

#### I. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役・使用人が、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底するため、「企業倫理基準」を制定するとともにコンプライアンスに係る定期的な社内教育等を行う。
- (2) 代表取締役の直属部門として業務監査室を設置し、定期的に業務監査を実施し、監査結果を代表取締役、担当取締役、監査等委員である取締役に報告する。
- (3) コンプライアンス、リスク管理を統括する組織として、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。なお、業務監査室は、同委員会と連携してコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が定期的に取締役会及び監査等委員会に報告される体制を構築する。
- (4) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度規程を制定する。
- (5) 市民生活の安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、弁護士及び警察等関連機関との連携の強化を図り、これらの圧力に対しては断固として対決し排除する。

#### II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 各種社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存及び管理する。
- (2) 取締役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

#### III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「危機管理規程」、「リスク管理規程」等を制定し、各部門においてリスク管理を行い、その未然防止を図るものとする。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、対策本部を設置し、リスクや被害等の最小化を図る。

- (2) 業務監査室の監査により法令・定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちにコンプライアンス・リスク管理委員会に報告する。

#### IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は経営理念を機軸に年度計画等を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び予算の設定を行う。また、経営目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行う。
- (2) 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守する。
- (3) 日常の職務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

#### V. 当社並びに子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営の自主性を尊重しつつも、企業集団として一体性を有すること、また、適正な業務運営を図るため、子会社の管理を当社の経営企画課が統括するものとし、経営企画課の担当取締役が、経営内容を定期的に点検する。

なお、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

- (1) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
子会社の管理を統括する当社の経営企画課が、必要に応じて子会社より報告させる。なお、子会社の代表取締役は、当社の四半期決算毎に、業績進捗等を報告する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①子会社は、当社の「危機管理規程」、「リスク管理規程」を準用しリスク管理を行い、未然防止を図る。なお、緊急度の高い事案が発生した場合は、当社へ報告するとともに対策本部を設置し、リスクや被害等の最小化を図る。

②当社の業務監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施または統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。業務監査の実施状況及びその結果は、その重要度に応じ当社取締役会、子会社取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会等の所定の機関に報告する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、当社グループの年度計画を策定し、子会社の業績目標等を明確にすることで、当社グループの取締役等の職務執行体制を整える。

②子会社は、経営上の重要な事項等について当社へ報告するものとし、必要に応じて当社の事前承認を得た上で職務を執行する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

①子会社は、当社が定める「企業倫理基準」に基づき、法令及び社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。また、当社の経営企画課及び業務監査室は、必要に応じて子会社を指導する。

**VI. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

(1) 監査等委員である取締役は、使用人に対して、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

(2) 監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人の職務遂行に関する評価については、監査等委員である取締役の意見を聴取するものとする。

- (3) 監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人に対して、その職務遂行に関する必要な権限を与えるとともに、それを妨げてはならないものとする。

**VII. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制、及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員である取締役に報告するための体制**

- (1) 代表取締役及び取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員である取締役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。必要な報告及び情報提供とは、次のとおりとする。なお、④、⑤については、これらを発見次第、速やかに当社の監査等委員である取締役へ適宜適切に報告するものとする。

- ①内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）
- ②リスク管理の状況
- ③コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
- ④当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ⑤取締役の職務遂行に関して不正行為、法令、定款に違反する重大な事実
- ⑥その他上記①～⑤に準じる事項

- (3) 当社の業務監査室は、その業務執行状況等について、定期的に当社の監査等委員である取締役に対して報告を行う。

**VIII. 監査等委員である取締役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- (1) 当社は、前項に定める監査等委員である取締役に対する報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。
- (2) 当社が定める「内部通報制度規程」に基づき、当社の業務監査室、又は当社の監査等委員である取締役に対して報告を行った者に関しても、前述(1)と同様の扱いとする。



**IX. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

(1) 監査等委員である取締役の職務の執行について生じる費用については、当該費用が監査等委員会の職務執行に必要なないと認められた場合を除き、前払いまたは償還等を請求できるものとし、会社は当該費用を負担する。

**X. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査等委員会の過半数は社外取締役とし、対外透明性を担保する。
- (2) 監査等委員である取締役が監査の実施にあたり、独自に顧問弁護士を雇用し、または必要に応じて公認会計士、コンサルタント、その他の外部アドバイザーを雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (3) 当社の代表取締役及び取締役は、監査等委員である取締役と定期的な会合を持ち、経営課題やコンプライアンス体制等について意見交換を行う。
- (4) 監査等委員である取締役より要請があった場合は、当社及び当社グループ内で実施される各種会議へ出席できるものとする。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社の「内部統制システムの基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりです。

**①取締役の職務の執行について**

取締役会規程の定めにより定例取締役会を、また、必要に応じた臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他重要な事項を決定するとともに各部門の業務執行状況の監督、業績の進捗確認を行いました。また、経営会議にて詳細な事業状況の確認や施策案等を検討しております。

**②リスク管理体制について**

不定期ではあるものの、自らの業務や部門内外にあるリスクが顕在化していないかを全社員にチェックさせ、所属長を通じて業務監査室へチェック結果を提出することとしております。

### ③内部監査の実施について

内部監査を担当する業務監査室において、代表取締役が承認した内部監査計画に基づき監査を実施いたしました。法令や当社規程に基づいた業務執行がなされているか等の監査結果が代表取締役、担当取締役へ報告され、是正措置が取られております。

### ④監査等委員である取締役の職務の執行について

監査等委員である取締役は、定例取締役会及び臨時取締役会に出席し、取締役の業務執行報告及び議案の審議・決議状況を監視し、必要に応じて意見陳述等を行いました。監査等委員会では、取締役会の運営内容の確認や各監査等委員との情報共有を図っております。また、内部監査を担当する業務監査室、会計監査人と連携し、取締役・その他使用人の職務の執行状況を監査しました。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元と同時に競争力の確保を重要な経営課題の一つと位置づけております。そのために経営成績に応じた配当実施を視野に入れつつ、経営基盤の強化及び今後の事業拡大に備えるために適正な内部留保の蓄積をすることを基本方針としております。なお、会社法第459条第1項各号に定めに基づき、取締役会の決議をもって配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当期の配当につきましては、当期の業績を勘案致しまして、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただきますと存じます。

株主の皆様には、誠に申し訳ありませんが、何卒事情ご理解のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。引き続き、業績の回復に向けて、全社をあげて対処してまいります。

---

(注) 本事業報告中の記載数値は、金額及び株数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

# 貸借対照表

(平成30年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	283,462	流動負債	1,483,199
現金及び預金	175,961	営業未払金	13,557
営業未収入金	11,010	短期借入金	1,176,901
商売用不動産	291	1年内返済予定の長期借入金	76,499
販売用不動産	79,435	未払金	83,114
仕掛販売用不動産	2,515	未払法人税等	1,957
前払費用	11,627	未払消費税等	3,882
未収入金	1,761	預り金	113,446
その他	1,756	賞与引当金	8,330
貸倒引当金	△896	その他	5,510
固定資産	1,537,577	固定負債	266,642
有形固定資産	1,501,398	長期借入金	196,231
建物	762,784	退職給付引当金	17,060
構築物	269	預り敷金保証金	48,409
車両運搬具	1,889	その他	4,939
工具器具備品	3,764	負債合計	1,749,841
土地	729,357	(純資産の部)	
その他	3,333	株主資本	66,795
無形固定資産	6,669	資本金	500,000
ソフトウェア	2,403	資本剰余金	597,753
電話加入権	4,265	資本準備金	50,000
投資その他の資産	29,509	その他資本剰余金	547,753
投資有価証券	7,830	利益剰余金	△1,028,994
出資	950	その他利益剰余金	△1,028,994
破産更生債権	213,391	繰越利益剰余金	△1,028,994
敷金・保証金	20,729	自己株式	△1,963
貸倒引当金	△213,391	評価・換算差額等	4,401
		その他有価証券評価差額金	4,401
資産合計	1,821,039	純資産合計	71,197
		負債及び純資産合計	1,821,039

# 損 益 計 算 書

(平成29年11月1日から  
平成30年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
<b>売 上 高</b> 不 賃 動 貸 産 販 売 高 賃 貸 上 事 業 収 入 <b>売 上 原 価</b> 不 賃 動 貸 産 販 売 原 価 賃 貸 上 事 業 原 価 た な 卸 資 産 評 価 損	120,981 742,208 78,129 572,049 2,553	863,189 652,733
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>210,456</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		183,878
<b>営 業 利 益</b>		<b>26,578</b>
<b>営 業 外 収 入</b> 受 取 利 息 及 び 配 当 金 貸 倒 引 当 金 戻 入 額 受 取 手 数 料 他 <b>営 業 外 費 用</b> 支 払 の 利 息 他	198 465 2,390 3,686 27,064 1,615	6,741 28,679
<b>経 常 利 益</b>		<b>4,640</b>
<b>特 別 利 益</b>		
固 定 資 産 売 却 益	462	462
税 引 前 当 期 純 利 益		5,103
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		456
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>4,647</b>

# 株主資本等変動計算書

(平成29年11月1日から  
平成30年10月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	500,000	50,000	547,753	597,753	—	△1,033,641	△1,033,641
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益						4,647	4,647
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	4,647	4,647
当 期 末 残 高	500,000	50,000	547,753	597,753	—	△1,028,994	△1,028,994

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△1,963	62,148	8,119	8,119	70,268
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		4,647			4,647
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△3,717	△3,717	△3,717
当 期 変 動 額 合 計	△0	4,647	△3,717	△3,717	929
当 期 末 残 高	△1,963	66,795	4,401	4,401	71,197

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、前事業年度において27,436千円の営業損失を計上しましたが、当事業年度においては26,578千円の営業利益を計上いたしました。しかしながら、一部の金融機関等からの借入に関し、期日延長の手続きを完了しておらず、元金弁済及び利息の支払いを延滞しております。

これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、これらの状況を早急に解消するため、以下の施策を実施しております。

#### ①財務面について

物件を売却して有利子負債の圧縮を進めてまいりましたが、賃料収入がある物件をこれ以上売却することは、黒字化に向けた施策とは逆行するため、原則いたしません。また、資金繰りへの影響が軽微なたな卸資産については個別対応してまいります。

なお、今後は、再建に向けたご協力を得るべく、個別に交渉を続けていく方針ですが、特に一部金融機関等からの借入に関し返済期限が到来したことで期限の利益を喪失した状態の有利子負債が存在し、その債権者様との間で交渉を続けておりますが事業継続が危ぶまれる状態にあります。このため、かかる状況を解決すべく、当社は平成30年9月20日の取締役会において第三者割当による第4回新株予約権の発行について平成30年11月9日開催の臨時株主総会で付議することを決議して、資金調達が可能な状態とした上で、引き続き当該債権者様との間で協議、交渉を続ける予定です。なお、その他の金融機関等からの借入に関しては、事前に状況説明を行った上で約定どおり元金の返済及び利息の支払いを行っている、又は、借入先と良好な関係を保っており、約定利息の支払いは行った上で、元金の返済を猶予いただいている状況です。

#### ②事業活動について

不動産分譲事業における事業提携先が手掛ける分譲マンションの代理販売は、顧客への契約・引き渡しにより手数料収入を計上いたしました。また、建売については、年間4棟程度を計画、販売していく方針でしたが、今期より、中古住宅の再生再販に注力した事業展開にシフトする計画です。

不動産賃貸管理事業につきましては、管理会社としての体制を整え、「管理」における手数料収入や管理物件の増加、自社物件・ウィークリー事業の高稼働を維持し、安定した利益計上を目指します。

しかし、これらの対応策は実施途上にあり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

## 2. 重要な会計方針

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・販売用不動産・仕掛販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### (3) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法によっております。

#### ② 無形固定資産

定額法によっております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

(5) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

### 3. 貸借対照表の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	825,469千円
(2) 担保に供している資産	
販売用不動産	20,930千円
建物	739,522千円
構築物	269千円
土地	706,128千円
計	1,466,850千円
上記に対応する債務	
短期借入金	871,749千円
長期借入金	272,731千円
（1年内返済予定の長期借入金を含む）	
計	1,144,480千円



#### 4. 損益計算書の注記

該当事項はありません。

#### 5. 株主資本等変動計算書の注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	73,692,398	—	—	73,692,398

##### (2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,866	1	—	3,867

##### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加

1株

#### 6. 税効果会計の注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### (繰延税金資産)

未払事業税	457千円
賞与引当金	2,537千円
退職給付引当金	5,246千円
貸倒引当金	65,893千円
たな卸不動産	10,224千円
税務上の繰越欠損金	2,145,306千円
減損損失	301,649千円
その他	22,884千円
繰延税金資産小計	2,554,199千円
評価性引当額	△2,554,199千円
繰延税金資産合計	—千円

##### (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	1,928千円
繰延税金負債合計	1,928千円
繰延税金負債純額	1,928千円

## 7. 金融商品の注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に関する取組方針

当社は、主に不動産分譲事業及び不動産賃貸管理事業を行うための資金及び運転資金等について、主に銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は、1年以内の支払期日であります。短期借入金及び長期借入金は、主に不動産分譲事業及び不動産賃貸管理事業を行うことを目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で25年後であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に則り、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営企画室が適時に資金繰計画を作成・更新しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年10月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	175,961	175,961	—
(2) 営業未収入金	11,010		
貸倒引当金	△333		
	10,677	10,677	—
(3) 破産更生債権等	213,391		
貸倒引当金	△213,391		
	—	—	—
(4) 投資有価証券	7,830	7,830	—
資産計	194,468	194,468	—
(1) 営業未払金	13,557	13,557	—
(2) 短期借入金	1,176,901	1,176,901	—
(3) 長期借入金(※)	272,731	302,556	29,825
負債計	1,463,190	1,493,015	29,825

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

## (1) 現金及び預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 営業未収入金

短期間で決済または返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 破産更生債権等

回収不能見込額として貸倒引当金を控除したものを時価としております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 営業未払金及び(2) 短期借入金

短期間で決済または返済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

元利合計額を同様の新規借入を行った場合の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	0千円
出資金	950千円
敷金・保証金	20,729千円
預り敷金保証金	48,409千円

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には記載しておりません。

(注3) 金銭債権のうち満期のあるものの決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	175,961	—	—	—
営業未収入金	11,010	—	—	—

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,176,901	—	—	—	—	—
長期借入金	76,499	6,689	6,884	7,085	7,292	168,279

## 8. 賃貸等不動産の注記

### (1) 賃貸等不動産の概要

当社は、山口県その他の地域において、賃貸用の土地及び施設を有しております。平成30年10月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は118,040千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

貸借対照表計上額			決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
1,518,238	△29,233	1,489,005	1,613,300

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当事業年度増減額のうち、増加は無く、主な減少要因は減価償却であります。  
 3. 当事業年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

## 9. 関連当事者との取引の注記

### 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

属性	氏名	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
役員及びその近親者	岡本 貴文	—	—	当社 代表取締役 社長	被所有 直接0.05	被債務保証	被債務保証 (注)1	217,574	—	—

- (注) 1. 当社は金融機関等からの債務に対して、岡本貴文から個人として債務保証を受けておりません。なお、当社は当該債務保証について保証料の支払及び担保提供を行っておりません。  
 2. 上記の取引金額には、消費税等は含んでおりません。

## 10. 1株当たり情報の注記

- (1) 1株当たり純資産額 0円97銭
- (2) 1株当たり当期純利益 0円06銭

## 11. 重要な後発事象の注記

### (第4回新株予約権の発行)

平成30年9月20日開催の当社取締役会において、第三者割当による第4回新株予約権の発行について、平成30年11月9日開催の当社臨時株主総会で付議することを決議し、本株主総会において承認され、新株予約権の発行価額の総額の払込が完了しました。その概要は以下のとおりであります。

- (1) 割当日：平成30年11月12日
- (2) 新株予約権の総数：2,210,000個（新株予約権1個につき100株）
- (3) 発行価額：総額9,945,000円（新株予約権1個当たり4.5円）
- (4) 当該発行による潜在株式数：221,000,000株
- (5) 資金調達の内訳  
金額：451,945,000円  
(内訳)  
新株予約権発行分 9,945,000円  
新株予約権行使分 442,000,000円
- (6) 行使価額：1株当たり2円
- (7) 募集又は割当て方法：第三者割当による
- (8) 割当先：EVO FUND 2,210,000個
- (9) 行使期間：平成30年11月13日から平成35年11月13日
- (10) 資金使途：借入金の返済

## 12. その他の注記

該当事項はありません。

## 13. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年12月14日

株式会社原弘産  
取締役会御中

監査法人元和

指 定 社 員      公認会計士 山野井 俊 明      ㊟  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員      公認会計士 加 藤 由 久      ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社原弘産の平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第33期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度において27,436千円の営業損失を計上し、当事業年度においては26,578千円の営業利益を計上している。しかしながら、一部の金融機関等からの借入に関し、期限延長の手続きを完了しておらず、元金弁済及び利息の支払いを延滞している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。
2. 重要な後発事象の注記に記載されているとおり、会社は平成30年11月9日開催の臨時株主総会において、第三者割当による第4回新株予約権の発行を決議し、平成30年11月12日に新株予約権の発行価額の総額の払込が完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 監査等委員会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年11月1日から平成30年10月31日までの第33期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人・監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年12月17日

株式会社 原弘産 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 福 田 享 ㊤

監 査 等 委 員 星 山 敏 秀 ㊤

監 査 等 委 員 浦 隆 行 ㊤

(注) 監査等委員福田享、星山敏秀及び浦隆行は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

**議 案** 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

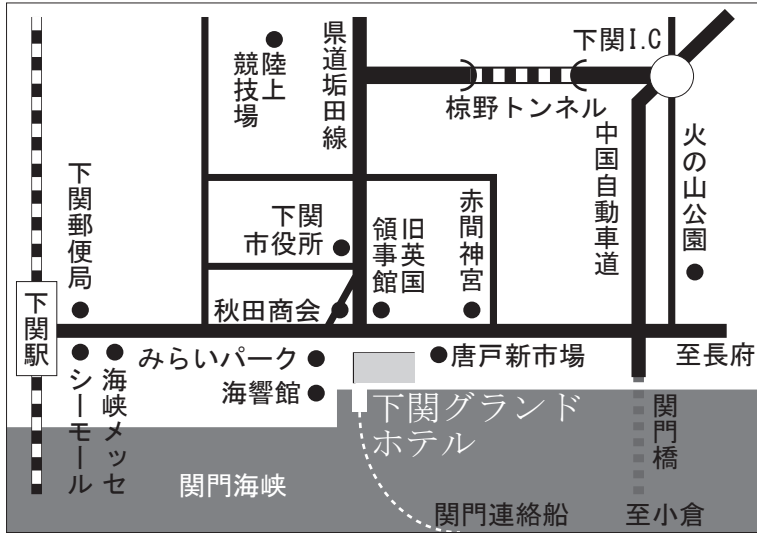
本定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)全員(3名)は任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の 数	当社との特別の 利害関係
1	おかもとたかふみ 岡本貴文 (昭和52年3月10日)	平成12年5月 当社入社 平成18年3月 当社 営業統括部(現:営業部)課長 平成20年3月 当社 不動産開発部(現:営業部)部次長 平成28年7月 当社 不動産仲介・販売グループ(現:営業部)シニアマネージャー 平成28年10月 当社 代表取締役社長就任(現任)	普通株式 38,000株	—
2	いたいひとし 板井均 (昭和37年8月25日)	昭和60年4月 ㈱東芝入社 平成5年4月 ㈱板井工務店入社 平成10年4月 ㈱板井工務店代表取締役 平成18年6月 当社入社 平成21年5月 当社 不動産開発部(現:営業部)課長 平成28年7月 当社 不動産仲介・販売グループ(現:営業部)シニアマネージャー 平成28年10月 当社 取締役就任(現任)	普通株式 15,100株	—
3	つのひろし 津野浩志 (昭和58年4月7日)	平成16年4月 当社入社 平成26年7月 当社 経営企画室 リーダー 平成28年7月 当社 経営企画室 マネージャー 平成28年10月 当社 取締役就任(現任)	普通株式 14,000株	—

以上

## 株主総会会場ご案内略図



- 場所 山口県下関市南部町31番2号  
下関グランドホテル 2階 飛翔の間  
新下関駅（新幹線）より車で20分  
下関駅（山陽本線）より車で5分  
下関I.C.より車で15分  
門司港棧橋より関門連絡船で7分

※駐車場につきましては、しものせき水族館海響館前にあります立体駐車場みらいパークをご利用ください。本駐車場に限り駐車券をご用意いたします。